



## 第6章 介護給付等の適正化への取組み

### (第4期介護給付適正化計画)

---

1. 介護給付適正化の経緯
2. 基本的考え方
3. 計画期間
4. 給付適正化事業の推進

## 1 . 介護給付適正化の経緯

介護給付適正化は、平成19年に国から「介護給付適正化計画」に関する指針が示されたことにより、各都道府県において、各区市町村の意見及び実情を踏まえつつ、都道府県としての考え方や目標等を定めた「介護給付適正化計画」が策定され、平成20年より3期（9年）にわたり保険者である区市町村と都道府県が連携して、取組みを推進してきました。

今回の介護保険法の改正により、区市町村の介護保険事業計画においては、介護給付等に要する費用の適正化への取組みと目標設定を盛り込むこと、都道府県の介護保険事業支援計画においては、区市町村が行う介護給付費等の適正化に対する取組みへの支援及び目標設定を盛り込むことが、法律上位置づけられました。豊島区においても、「第4期介護給付適正化計画」を策定し、介護給付適正化事業をさらに推進していきます。

## 2 . 基本的考え方

介護サービスを必要とする人を適切に認定し、真に必要とする過不足のないサービスを、指定介護サービス事業所等がルールに従って適切に提供するように促すことで、適切なサービスの提供の確保と、その結果としての費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図ります。

保険者は、要介護認定の適正化（認定調査票の点検等）、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合及び介護給付費通知からなる主要5事業のほか、地域の実情に応じた取組みを、主体的かつ積極的に実施していくことが求められています。

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年や、団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者数がピークを迎える平成54（2042）年に向けて、自立支援・重度化防止という介護保険制度の理念を保持し、制度の持続可能性を確保し続けていくために、豊島区では介護給付適正化の取組みを一層推進していきます。

## 3 . 計画期間

平成30（2018）年から平成32（2020）年までの3年間

## 4 . 給付適正化事業の推進

平成27年から平成29年まで、豊島区では第3期介護給付適正化計画を策定し、主要5事業ほか給付実績の活用、実地指導を加え、給付適正化の取組みを実施してきました。

第4期介護給付適正化計画では、第3期介護給付適正化計画の検証結果を踏まえ、引き続き、主要5事業ほか給付実績の活用、実地指導についてそれぞれの取組みを深化させていきます。

## (1) 要介護認定の適正化

要介護認定が全国一律の基準で適正に実施されるよう、認定調査と認定審査の平準化を進めます。

### 取組目標

認定調査では、業務分析データを活用し、客観的に豊島区の傾向を把握するとともに、認定調査員研修、e - ラーニングなどを通じて認定調査員間の平準化を図ります。

認定審査では、合議体間の重度・軽度変更率や都平均・国平均などの比較可能なデータを活用し、事例検討会等を通じて、合議体間の審査判定結果の平準化に向けた取組みを進めます。

### 実施内容

認定調査員研修等を通じて、調査項目の定義の解釈について問い合わせの多い項目に対して確認を行い、定義の理解を深め共有します。また、調査員のe - ラーニングの進捗を確認し、受講率の向上を図ります。

審査判定に差異が生じる原因分析を行い、事例検討会や合議体の長の連絡会等を通じて情報共有します。また合議体毎の特徴に合わせ、その解消に向けた個別アプローチを行うことで重度・軽度変更率の差の改善を図ります。

## (2) ケアプラン点検

区職員がケアマネジャーの作成したケアプランを共に点検し、自立支援に資するケアマネジメントの向上をめざします。

### 取組目標

ケアマネジャーが実施するアセスメントに基づき抽出された、介護サービス利用者個別のニーズ・課題の解決に資する居宅サービス計画に向けて、アセスメントの質の向上を図ります。

### 実施内容

東京都が策定したガイドラインを活用したケアプラン点検の定期的な実施を継続するとともに、実地指導と連携し効果的及び計画的に実施します。アセスメント力の向上のためガイドライン・FAQ等の作成を行います。また、事業者連絡会を活用し、ケアプラン点検の結果・傾向等を、ケアマネジャー全体と共有・周知を行います。

## (3) 住宅改修等点検

介護サービス利用者の心身の状況等を踏まえた、適切な住宅改修や福祉用具の利用がなされているか点検を行うことで、適正な給付の実現をめざします。

### 取組目標

介護サービス利用者の心身の状況や住宅の状況に合わせた住宅改修が行われるよう、住宅改修事業者に対して普及啓発を図り、必要に応じ訪問調査を実施します。福祉用具貸与については、貸与価格の適正化へのチェック体制の構築を図ります。

## **実施内容**

住宅改修については、国が示す見積書を住宅改修事業者に周知し活用します。また、訪問調査の実施等により適宜申請内容の点検を行います。

平成30（2018）年から改正される福祉用具の「全国平均貸与価格と上限価格」を考慮し、利用者の心身の状態に合わせた用具の購入・貸与がなされているか点検します。また、軽度の要介護者に対する貸与利用が、自立支援に資するかの観点により点検を実施します。

事業者へ対しては、介護保険の住宅改修、福祉用具の趣旨や手続きについて普及啓発を図っていきます。

## **（４）縦覧点検・医療情報との突合**

縦覧点検とは、東京都国民健康保険連合会（以下「国保連」といいます。）から送付された介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスを点検することで、請求内容の誤りなどを早期に発見し、適切な処理を行うことです。医療情報との突合は、後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と、介護保険の給付情報の突合を行い、整合性を確認するものです。

### **取組目標**

毎月国保連から提供される縦覧点検・医療情報との突合について点検の効率化を図り、効果的な審査・点検の向上を図ります。

### **実施内容**

国保連の介護給付適正化関連システム研修会や出張説明等を利用し、従来の点検方法や確認の処理方法を検証し、計画的・効率的な点検を実施します。

## **（５）給付費通知**

介護保険・総合事業のサービス利用者や家族に、より適正な利用を促すため、給付費通知を発送し、給付の内訳を確認いただくとともに、制度改正や適正な給付の利用に関する普及啓発を図ります。

### **取組目標**

介護保険・総合事業のサービス利用者にとって理解しやすく、効果的な給付費通知を送付します。

### **実施内容**

サービスを利用している人へ年に２回、給付費通知を発送し、給付内訳を確認いただくとともに、給付費通知の内容に関するQ&Aを作成し、制度改正や適正な給付利用に関する普及啓発を図ります。

## （６）給付実績の活用

毎月送付される国保連のデータや給付実績を分析し、適正な給付の実現をめざします。

### 取組目標

給付実績を分析し、介護サービス利用者の心身の状況や環境に合った、適正なケアプランに基づく介護サービスが提供されているか確認を行います。また、一層効率的、効果的な活用方法を検討します。

### 実施内容

給付実績を分析し、過誤請求の可能性の高いサービスについて指定居宅介護支援事業所や指定居宅サービス事業所に確認します。事業者連絡会等を活用し、過誤請求につながる事例情報を共有するとともに、実地指導にも生かしていきます。

## （７）実地指導の実施

実地指導とは、区職員が指定介護サービス事業所等へ出向き、適正な事業運営が行われているか確認するものです。指定介護サービス事業所等の育成・支援に主眼をおきつつ、法令に従った事業所の運営、及び適正な介護報酬の請求の点検により介護サービスの質の確保の実現につなげることを目的として行います。

### 取組目標

被保険者が享受する介護サービスの質の確保を達成するため、定期的な実地指導を実施します。

### 実施内容

指導実施方針を定め、あらかじめ対象事業者を一定の場所に集めて行う「集団指導」を活用し、重点項目等の周知を行ったうえで、実施計画に従い実地指導を行っていきます。指定市町村事務受託法人も活用し、効果的な実地指導を実施します。また、給付実績の活用やケアプラン点検と一体的に実施し、サービス提供体制に則した実地指導を行っていきます。